

第15号議案

令和8年度（2026年度）町田市病院事業会計予算

（総 則）

第1条 令和8年度（2026年度）町田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）病 床 数	440床		
（2）年 間 患 者 数	入院	136,510 人	外来 241,000 人
（3）1 日 平 均 患 者 数	入院	374 人	外来 1,000 人
（4）主な建設改良事業	院内照明更新事業		287,815 千円
	外壁改修事業		176,844 千円
	医療機器等購入事業		499,619 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益		16,269,982 千円
第1項 医業収益		14,846,997 千円
第2項 医業外収益		1,392,674 千円
第3項 特別利益		30,311 千円
	支 出	
第1款 病院事業費用		17,081,469 千円
第1項 医業費用		16,495,462 千円
第2項 医業外費用		465,388 千円
第3項 特別損失		90,619 千円
第4項 予備費		30,000 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,126,852千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする）。

	収 入	
第1款 資本的収入		1,087,989 千円
第1項 企業債		844,000 千円
第2項 都補助金		86,886 千円
第3項 他会計補助金 負担金交付金		157,103 千円
	支 出	
第1款 資本的支出		2,214,841 千円
第1項 建設改良費		1,007,913 千円
第2項 企業債償還金		1,206,928 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
外壁改修事業	令和8年度から令和9年度まで	260,151 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
施設改修事業	千円 453,000	証書借入又は証券発行。事業その他の都合により、起債の一部又は全部を翌年度へ繰越して借入れることができる。起債前借することができる。	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政その他の都合により据置期間といえども繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、もしくは低利債に借換することができる。
医療機器整備事業	391,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用と医業外費用の間の流用
- (2) 建設改良費と企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 給 与 費 9,412,254 千円
- (2) 交 際 費 700 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,839,567千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器	人工心肺装置	1
	内視鏡タワー	1

令和8年(2026年)3月9日 提出

東京都町田市長 稲垣 康治